

○裾野市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領

平成26年1月29日

訓令第3号

改正 平成27年5月20日訓令第9号

平成28年6月1日訓令第16号

平成30年2月6日訓令第2号

令和2年3月31日訓令第11号

令和4年3月14日訓令第3号

令和5年9月5日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、裾野市における工事又は製造その他の請負契約(以下「工事等」という。)を競争入札に付す場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。第3条において同じ。)の規定に基づき実施する裾野市低入札価格調査制度(以下「調査制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 この要領は、次に掲げる各号のいずれかに該当する工事等を対象とする。

- (1) 予定価格が130万円以上で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項の規定による同法別表第一の上欄に掲げる建設工種のうち、建築一式工事、電気工事又は機械器具設置工事
- (2) 前号に掲げる工事以外の工事で、令第167条の10の2第1項及び第2項並びに第167条の13に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する工事
- (3) 前各号に掲げる工事以外の工事等で、裾野市建設工事等業者指名委員会設置規程(平成21年裾野市訓令第8号)に規定する裾野市建設工事等業者指名委員会(以下「委員会」という。)において、調査制度の対象とされた工事等

(適用基準)

第3条 令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の適用は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で入札執行者が定める割合を予定価格

に乘じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。

(調査基準価格の算定)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)を加算して得た額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の9.2を乘じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乘じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乘じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乘じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乘じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乘じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乘じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乘じて得た額

2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定による算定が困難な場合又は工事等の種類及び内容により同項の規定による算定が適当と認められない場合若しくは特別な工事等の場合における調査基準価格の算定については、同項の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で委員会の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

4 前3項の規定により定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、調査基準価格から消費税相当額を控除した額を「調査基準価格入札書比較価格〇〇円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、調査制度が適用される工事等の入札を行う場合は、入札公告、指名通知書等によりその旨を周知するものとする。

(開札処理)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して保留及び調査の実施を宣言し、調査を実施した後、落札者を決定するものとする。

(調査の実施)

第7条 前条の場合において、入札事務執行者は、契約の内容に適合した履行がされるか否かについて具体的に判断するために、次に掲げる事項について聴取、関係機関への照

会等を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳等
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (5) 手持資材、仮設材等の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 下請契約予定者
- (10) 配置予定技術者
- (11) 過去5年間に施工した公共工事名及び当該工事の成績
- (12) 会社経営内容
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が必要と認める事項
(契約しない場合の判断基準)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

- (1) 入札執行者が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書の金額が一致していない場合
- (4) 設計図書により計上した数量で積算していない場合
- (5) 安全管理体制を十分確保するための安全費等が適正に計上されていない場合
- (6) 材料若しくは製品の品質又は規格が設計仕様に適合しない場合
- (7) 作業効率等が施工不可能なものである場合
- (8) 建設副産物の処理方法又は処理費用が適正でない場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(審査)

第9条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、委員会が第7条の調査結果について審査を行うものとする。

2 委員会の委員長は、前項の審査結果及び意見を速やかに市長に報告するものとする。

(落札者の決定方法等)

第10条 市長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定するものとする。この場合において、最低価格入札者に対して落札者としないう旨の通知を、次順位者に対して落札者となった旨を通知するものとする。

(準用)

第11条 第7条から前条までの規定は、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合について準用する。

(契約後の措置)

第12条 工事担当課は、第10条の規定により落札となった工事等については、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングの実施
- (2) 施工体制の確認及び配置技術員等の専任を確認するための臨時点検

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
(裾野市低入札価格調査制度実施要領の廃止)
- 2 裾野市低入札価格調査制度実施要領(平成9年裾野市訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成27年訓令第9号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の裾野市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお

従前の例による。

附 則(平成28年訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の裾野市低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成28年7月1日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(平成30年訓令第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の裾野市低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成30年3月1日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和2年訓令第11号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の裾野市低入札価格調査制度実施要領及び裾野市最低制限価格制度実施要領の規定は、この訓令の施行日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和4年訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の裾野市低入札価格調査制度実施要領及び裾野市最低制限価格制度実施要領の規定は、この訓令の施行日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

(裾野市建設工事総合評価競争入札実施要領の一部改正)

- 3 裾野市建設工事総合評価競争入札実施要領(平成26年裾野市訓令第1号)の一部を次のよ

うに改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年訓令第9号)

この訓令は、令和5年10月1日から施行し、同日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。